

法人の県民税

納める人（法第 24 条）

法人の種類	納める法人県民税の内訳	
	均等割	法人税割
県内に事務所等（本店・支店・工場など）がある法人 ※人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、収益事業を行うもの）を含む	○	○
県内に事務所等はないが、寮・宿泊所・クラブ等がある法人	○	—
県内に事務所等 又は 寮・宿泊所・クラブ等があり、収益事業を行わない 公共法人、公益法人等	○	—

○均等割とは、資本金等の額に応じて納めるものをいいます。

○法人税割とは、法人税の額に応じて納めるものをいいます。

◇非課税法人（法第 25 条）

公共法人、公益法人等のなかには、非課税とされているものがあります。

納める額

均等割（法第 52 条、条例第 39 条）

区 分	税 率
次の法人 ・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人を除く） ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く） ・ 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人	年額 2 万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	年額 5 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	年額 13 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	年額 54 万円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	年額 80 万円

○「資本金等の額（無償増減資等による加減算調整後の額）」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とします。

○事業年度が 1 年に満たない場合は月割計算します。

法人税割（法第 51 条、条例第 38 条、条例附則第 22 項、同第 23 項）

区 分	事業年度始期	
	H26. 10. 1～R1. 9. 30	R1. 10. 1～
次のいずれかに該当する法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ○法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人 ○相互会社	法人税額の 4.0%	法人税額の 1.8%
次のいずれにも該当する法人 ○資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下 もしくは資本・出資を有しない法人（相互会社を除く） ○法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下である法人	法人税額の 3.2%	法人税額の 1.0%

○連結法人は「法人税額」を「個別帰属法人税額」に、「事業年度」を「連結事業年度」に読み替えます。

◇法人税割額の計算方法

$$\boxed{\text{法人税額（各種控除前）}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{法人税割額}}$$

2 以上の都道府県に事務所等がある法人は、関係都道府県ごとの従業者の数により法人税額を分割し、分割後の法人税額により法人税割額を計算します。

申告と納税（法第 53 条）

申 告 の 種 類		申告と納税の期限
確 定 申 告		事業年度終了の日の翌日から原則 2 か月以内
中 間 申 告 事業年度※が 6 か月を超える法人で、次のいずれかに該当する法人は中間申告が必要です。 ○法人税の中間申告義務がある法人 ○通算親法人が協同組合等である通算子法人で法人税法第 71 条第 1 項第 1 号に掲げる金額（同条第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合はその適用後の金額）が 10 万円を超える法人		事業年度※開始の日以後 6 か月を経過した日から 2 か月以内
修 正 申 告	法人税の修正申告をしたとき 又は 更正決定を受けたとき	法人税額を納付すべき日
	申告した税額に不足があったとき	すみやかに
均等割のみを課される公共法人、公益法人等の申告		4 月 30 日

○清算法人、合併法人については、特別の規定があります。

○申告書は法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税で一葉となっています。

※ 通算子法人は「事業年度」を「通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度」に読み替えます。

電子申告の義務化について（法第 53 条第 65 項～第 81 項）

令和 2 年 4 月 1 日以後開始事業年度から、次に該当する法人はエルタックスによる申告が義務化されました。

- 資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社

